

# 和木町公共下水道事業経営戦略

団 体 名	: 和木町
事 業 名	: 和木町公共下水道事業
策 定 日	: 令和 8 年 3 月
計 画 期 間	: 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和49年度 (供用開始後 51年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用企業(一部適用)
処理区域内人口密度	34.5人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区(和木処理区)		
処理場数	無し(広島県大竹市大竹下水処理場に接続)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	供用開始から、広島県大竹市と共同処理		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	一般用として一律の料金と、それを超過した場合に使用量に応じて、料金変動する構成となっています。 一律料金は、10㎡まで853円(税込、以下同じ)、11㎡から料金変動します。 11㎡から100㎡まで1㎡あたり208円、101㎡から1,000㎡まで1㎡あたり266円と、使用量が増えると1㎡あたりの料金が增加する逡増制の料金体系を採用しており、最大1,001㎡を超えると1㎡あたり273円となります。 隣接する広島県大竹市と共同処理を行っており、それに近い料金体系となっています。
-----------------------	---

#### ○使用料の単価(1ヶ月につき)

区分	使用量	使用料(月額、税込)
一般用	10㎡まで	853円
	11から100㎡まで、1㎡につき	208円
	101㎡から1,000㎡まで、1㎡につき	266円
	1001㎡以上、1㎡につき	273円

その他の使用料体系の 概要・考え方	プール用は、1㎡あたり204円となっています。 水道水以外の水による汚水は、家事用が基本料金と世帯員割料金から構成されており、1世帯2人までの料金は1,342円、世帯員割料金は1人増すごとに1,247円となります。 その他は、20㎡まで3,390円、1㎡増すごとに243円となっています。
----------------------	--

○使用料の単価(1ヶ月につき)

区分	使用量		使用料(月額、税込)
プール用	1㎡につき		204円
水道水以外の水による汚水	家事用	1世帯2人まで1,342円。1人増すごとに1,247円	
	その他	20㎡まで3,390円。1㎡増すごとに243円	

条例上の使用料*2 (20㎡あたり税抜) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,493	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり税抜) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,790	円
	令和5年度	2,666	円		令和5年度	2,793	円
	令和6年度	2,666	円		令和6年度	3,010	円

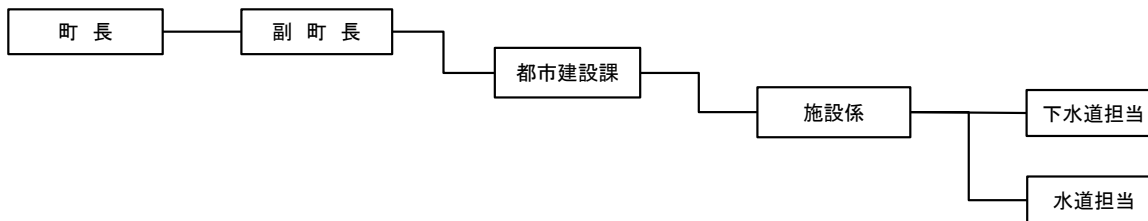
\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	技術事務職員1名で運営されています。
事業運営組織	上記職員の所属は都市建設課であり、一般会計に給与負担金を支払っています。 組織図(一部抜粋)は、以下のとおりです。

○組織図(一部抜粋)



(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	ポンプ場各種清掃業務、各種点検業務、汚泥搬出処理業務、水質検査等については、民間企業に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続していく予定であり、指定管理者制度の導入予定は現状ありません。
	ウ PPP・PFI	近隣市の動向を確認し、情報収集に努め、引き続き先進事例等の研究を行っていきます。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用に関する施策はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用の土地及び施設はありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

<p>令和6年度に策定・公表した令和5年度決算の「経営比較分析表」を添付します。                      経常収支比率をはじめ、多くの指標につき類似団体平均よりも良好な数値となっています。                      なお、令和5年度は地方公営企業法適用前であるため、企業会計特有の収益や費用が計上されていません。そのため、有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率等の指標が算定不能となり、経費回収率、汚水処理原価等の指標は企業会計化の影響を受けることが見込まれます。                      令和6年度決算の数値に基づき、有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率等の数値を算定しましたが、有形固定資産減価償却率が71.69%、管渠老朽化率が46.30%と、中国地方で既に法適化している団体と比較して老朽化が進んでいることが明らかとなっています。</p>
--

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

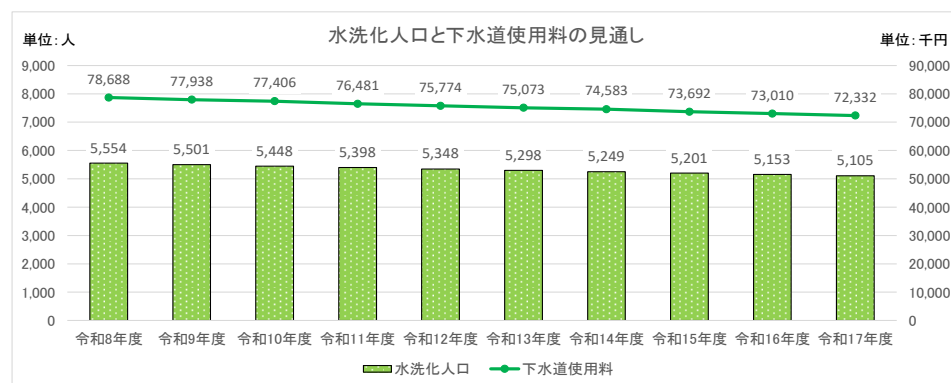
国立社会保障・人口問題研究所のデータに基づき、住民基本台帳人口に適応させた推計値によると、本町の人口は2025(令和7)年の5,687人から2035(令和17)年の5,175人へ減少すると推計されています。これは1年に約1%弱の人口が減少することになります。処理区域内人口の予測に関しては、有収水量と直接結びつく水洗便所設置済人口(水洗化人口)を予測することとし、この人口推計の増減率に応じて水洗化人口を試算しています。この推計に基づく水洗化人口は、令和8年度の5,554人から令和17年度の5,105人へと減少することになります。

### (2) 有収水量の予測

一般的に水洗化人口の増減に連動して、有収水量も増減すると想定されます。節水機器等の普及により、1人あたり有収水量が大きく減少している自治体もありますが、本町では大きな変動も見られないことから、1人あたり有収水量は引き続き一定と仮定して予測しています。有収水量は、令和8年度の522,826㎡から令和17年度の480,595㎡へ減少すると予測されます。

### (3) 使用料収入の見通し

料金改定未実施の場合、使用料単価は一定として、予測有収水量を乗じることにより使用料収入を推計しています。料金改定未実施の場合の使用料収入は、令和8年度の78,688千円から令和17年度の72,332千円へ減少すると予測されます。



### (4) 施設の見通し

令和6年度末における固定資産減価償却率(資産老朽化率)は、71.69%であり比較的高い数値となっています。これは、他自治体と比較して老朽化した資産を多数保有し、取替更新やその維持に多額の資金が必要となる可能性が高いことを意味しています。令和2年度に、簡易版のストックマネジメント計画を策定していますが、令和6年度に地方公営企業法を一部適用し、企業会計における固定資産台帳に基づき資産の状況を分析したところ、国土交通省の建設工事費デフレーターによる修正後の数値で約59億円の固定資産が法定耐用年数を超過していることが判明しました。固定資産の老朽化による取替更新の増加は、経営を圧迫するおそれがあるため、経営の最適化をより一層進めていきます。

### (5) 組織の見通し

令和7年度現在、都市建設課の技術事務吏員1名で運営されており、当該職員の人件費については一般会計に給与負担金として支払っています。最小人員の運営であり、施設更新も増加すると予想されるため、増員が必要と考えていますが、当面1名での運営を予測しています。

## 3. 経営の基本方針

### (1) 効率的・効果的な下水道施設の整備

- ① 効率的・効果的に下水道管渠を更新していきます。
- ② ポンプ場、下水道管渠の地震対策を検討実施し、大規模地震発生時にも安全に下水道を使用できるように努めます。
- ③ 町内の浸水被害は発生していませんが、浸水対策をすることで、安全・安心なまちづくりを推進します。
- ④ 道路陥没事故の未然防止や、ポンプ場における突発的な事故の未然防止を目的としたストックマネジメント計画を活用し、老朽化した下水道施設の効率的な改築を実施することで、ライフサイクルコストの低減に努めます。
- ⑤ 汚水処理については、今後も隣接市と連携して実施していきます。

### (2) 維持管理費の抑制

- ① ポンプ場、マンホールポンプの管理業務については、民間委託を検討し、効率的・適正な維持管理が行えるように努めます。

### (3) 持続可能な公共下水道経営基盤の強化

- ① 汚水処理に係る費用を下水道使用者に適切に負担していただくことを目的として、下水道使用料の適正化を図ります。
- ② 老朽化した資産の取替更新の財源確保のため、下水道使用料の確保に努めます。
- ③ 企業債や国庫補助金を活用し、財源確保に努めます。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>令和6年度末現在の有形固定資産減価償却率は、71.69%と有形固定資産の老朽化が非常に進んでおり、計画的かつ効率的な取替更新の実施が必要なことから、令和2年度に策定したストックマネジメント計画を適切に実行していきます。</p> <p>既に法定耐用年数を超過した資産について、ストックマネジメント計画に基づき取替更新を行っていきますが、多額の負担になることが想定されるため、長寿命化対策を行い、法定耐用年数の2倍の期間は使用できるよう修繕や補修を行います。</p> <p>災害対策としての耐震化や、取替更新のスペックダウンやスケールダウンにも取り組みます。</p>
-----	--

・企業会計に基づき作成した固定資産台帳に国土交通省の建設工事費デフレーターで修正を加え分析を行ったところ、約59億円の固定資産が法定耐用年数を超過していることが判明しました。

・これらの資産の取替更新を経営戦略期間中に行うとすると、毎年度約6億円弱の投資が必要であり財政的な負担が大きくなります。また、すべての資産を取替更新するのではなく、使用可能な資産については長寿命化対策を行い、法定耐用年数以上使用する事が一般的です。

・したがって、法定耐用年数の2倍使用(使用可能期間とする)すると仮定したところ、令和8年度までにこの使用可能期間を超過している資産は約12億円、令和17年度までにはそれに約8億円を加えた計20億円の固定資産が使用期間を超過することが判明しました。

・経営戦略期間内では、毎年度約2億円の投資を行うことを計画しています。

・今後、詳細なデータに基づく取替更新工事の実施が必要になることが判明したため、引き続きストックマネジメント計画の適切な実行に努めます。

・下水道は、災害時における重要なライフラインであることから、施設設備や管渠の耐震化に取り組みます。

・上記のとおり、取替更新には多額の支出が必要になると見込まれることから、人口減少や財務状況の悪化に対応したスペックダウンやスケールダウンについても検討していきます。

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>物価上昇に対応できるよう黒字経営に努め、経常収支比率は100%超を目指します。</p> <p>経費回収率は、現状維持(80%超)を目標とします。今後、人口減少による使用料収入の低下や、物価上昇による汚水処理原価の上昇により、逡減していくことも予想されます。</p> <p>企業債が取替更新の主な財源となるため、今後増加する見込みです。企業債残高対事業規模比率は、県内の法適化団体平均(1,000%程度)を目標とします。</p>
-----	--

・使用料の見込みについては、人口減少に伴い減少する見込みです。物価上昇も影響し、令和14年度に赤字になることも予測されることから、経常収支比率100%超を維持するため、5年後(令和13年度)の経営戦略の見直しに併せて料金改定を検討します。なお、期間中の損益均衡を図るためには30%程度の使用料改定が必要と考えられます。

・総務省の繰出基準に基づく繰入は、引き続き行います。今後使用料収入に減少により、経費回収率の低下が予測されますが、100%を維持します。

・建設改良費に対する財源は国費を優先しますが、今後多額の投資が予定されているため、企業債を活用する予定です。しかし、その全てを起債によって賄うと将来世代への負担となる企業債残高が急増してしまうため、国費を除き80%程度は起債、その他は自己財源とし、目標とする企業債残高対事業規模比率1,000%程度を維持することに努めます。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

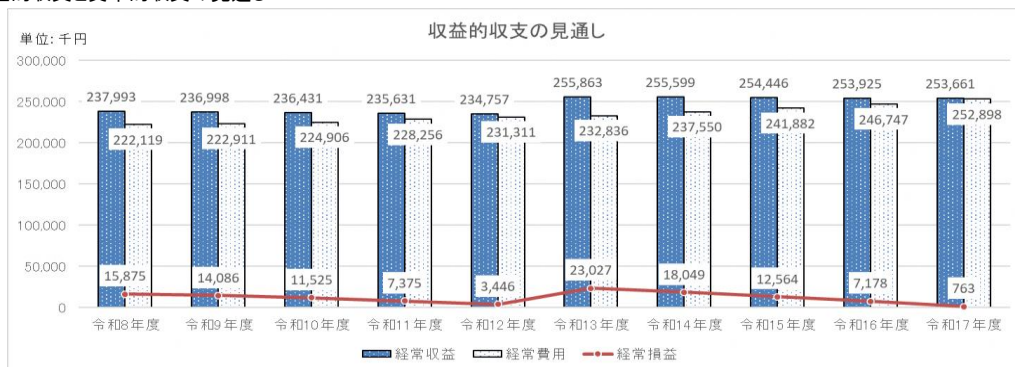
・ポンプ場各種清掃業務、各種点検業務、電気保安業務、汚泥搬出処理業務、水質検査を民間委託しています。計画期間は継続して民間委託により行う予定です。

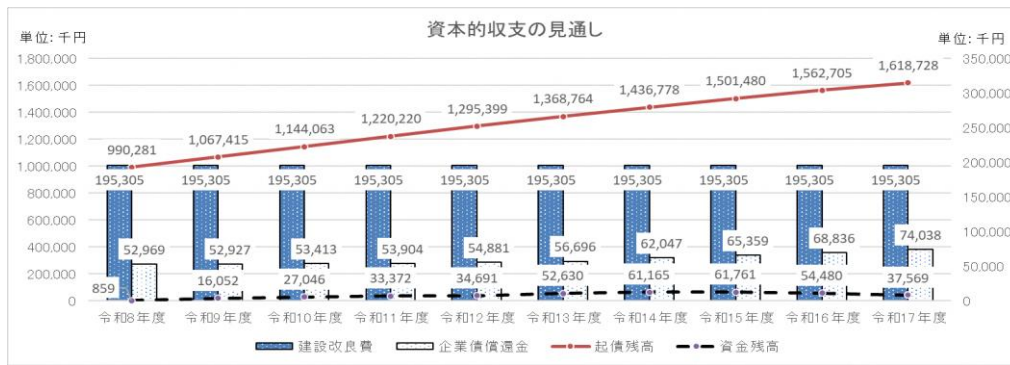
・PPP/PFIについては、近隣市の動向を確認し、情報収集に努め、引き続き先進事例等の研究を行っていきます。

・給与負担金は、今後の動向が不明確であることから一定の金額で推移すると仮定しています。

・動力費、修繕費、委託費等の経費については、政府のインフレーターゲット2%は達成されていると考えられることから、物価上昇率2%として増加傾向にあると予測しています。

#### ○ 収益的収支と資本的収支の見通し





○関連指標の推移

指標名	単位	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	令和17年度 (目標値)	達成基準
経常収支比率	%	98.8	101.5	100.3	100%超
経費回収率	%	81.8	94.8	95.0	80%超
企業債残高対事業規模比率	%	915	966	1,063	1,000%程度

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化や最適化については、今後も県等を通じて調査研究を続けていきます。汚水処理の共同化については、供用開始当初より広島県大竹市と共同処理を行います。
投資の平準化に関する事項	令和2年度に策定したストックマネジメント計画を引き続き適切に実行し、効率的な資産管理を進めるとともに、老朽化した固定資産の長寿命化を図りながら、投資の平準化を進めていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PPP/PFI等については、引き続き研究を進めていきます。
その他の取組	特にありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	広島県大竹市の使用料改定に合わせて、本町の使用料も見直します。また、経営戦略の見直しと併せて、令和12年度に使用料改定を検討します。 なお、令和13年度に使用料改定を行ったとしても計画期間後は赤字になる見込みであり、随時収支計画の改定と、それに伴う使用料改定の検討が必要な状況です。
資産活用による収入増加の取組について	遊休資産等活用可能な資産はありません。
その他の取組	特にありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続して、経費削減を図ります。PPP/PFI等についても今後研究を進めていきます。
職員給与費に関する事項	今後の動向が不明確であることから、一定の金額で推移すると仮定しています。
動力費に関する事項	動力費は、物価上昇の影響を受けることが想定されることから、物価上昇率2%を反映させています。
薬品費に関する事項	町独自の処理施設を有していないため、薬品費は発生していません。

修繕費に関する事項	修繕費は、物価上昇の影響を受けることが想定されることから物価上昇率2%を反映させています。
委託費に関する事項	委託費は、物価上昇の影響を受けることが想定されることから物価上昇率2%を反映させています。
その他の取組	特にありません。

#### 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の事後検証は、総務省より通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づき各年度末に行います。また、5年ごとに見直しを行い、定期的な検証及び改定を図ります。
---------------------	---

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		114,128	137,746	136,989	136,239	135,707	134,782	134,075	155,896	155,259	154,100	153,214	152,332
	(1) 料金収益		80,430	79,445	78,688	77,938	77,406	76,481	75,774	97,595	96,958	95,799	94,913	94,031
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他		33,698	58,301	58,301	58,301	58,301	58,301	58,301	58,301	58,301	58,301	58,301	58,301
	2. 営業外収益		101,198	101,245	101,004	100,759	100,724	100,849	100,682	99,966	100,340	100,346	100,711	101,329
	(1) 補助金		76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857
	他会計補助金		76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857	76,857
	その他補助金													
	(2) 長期前受金戻入		16,198	16,245	16,004	15,759	15,724	15,849	15,682	14,966	15,340	15,346	15,711	16,329
	(3) その他		8,143	8,143	8,143	8,143	8,143	8,143	8,143	8,143	8,143	8,143	8,143	8,143
収入計 (C)		215,326	238,992	237,993	236,998	236,431	235,631	234,757	255,863	255,599	254,446	253,925	253,661	
収 益 的 支 出	1. 営業費用		209,901	216,117	213,990	213,973	215,135	217,626	219,800	220,430	224,267	227,724	231,717	237,017
	(1) 職員給与		22,849	22,849	22,849	22,849	22,849	22,849	22,849	22,849	22,849	22,849	22,849	22,849
	基給与		13,570	13,570	13,570	13,570	13,570	13,570	13,570	13,570	13,570	13,570	13,570	13,570
	本給													
	退職給付		9,279	9,279	9,279	9,279	9,279	9,279	9,279	9,279	9,279	9,279	9,279	9,279
	その他		111,370	112,786	115,042	117,342	119,689	122,083	124,525	127,015	129,556	132,147	134,790	137,485
	(2) 経費		8,144	4,720	4,815	4,911	5,009	5,109	5,212	5,316	5,422	5,531	5,641	5,754
	動力費		1,110	1,353	1,380	1,408	1,436	1,465	1,494	1,524	1,554	1,586	1,617	1,650
	修繕費			783	799	815	831	848	865	882	899	917	936	955
	材料費		14,818	30,598	31,210	31,834	32,470	33,120	33,782	34,458	35,147	35,850	36,567	37,298
委託費		87,298	75,332	76,838	78,375	79,943	81,541	83,172	84,836	86,532	88,263	90,028	91,829	
その他		75,682	80,482	76,099	73,782	72,597	72,694	72,427	70,566	71,862	72,728	74,078	76,683	
(3) 減価償却費		8,239	8,133	8,129	8,938	9,771	10,630	11,511	12,406	13,283	14,158	15,030	15,881	
2. 営業外費用		8,239	8,133	8,129	8,938	9,771	10,630	11,511	12,406	13,283	14,158	15,030	15,881	
(1) 支払利息														
(2) その他		218,140	224,250	222,119	222,911	224,906	228,256	231,311	232,836	237,550	241,882	246,747	252,898	
支出計 (D)		218,140	224,250	222,119	222,911	224,906	228,256	231,311	232,836	237,550	241,882	246,747	252,898	
経常損益 (C)-(D) (E)		△ 2,814	14,742	15,875	14,086	11,525	7,375	3,446	23,027	18,049	12,564	7,178	763	
特別利益 (F)														
特別損失 (G)		5,035												
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 5,035												
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H) (I)		△ 7,849	14,742	15,875	14,086	11,525	7,375	3,446	23,027	18,049	12,564	7,178	763	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (J)		△ 7,849	6,893	22,767	36,853	48,379	55,753	59,199	82,226	100,276	112,839	120,017	120,780	
流動資産		109,792	112,957	34,634	49,827	60,821	67,147	68,466	86,405	94,940	95,536	88,255	71,344	
うち未収金		33,775	33,775	33,775	33,775	33,775	33,775	33,775	33,775	33,775	33,775	33,775	33,775	
流動負債		198,480	205,820	205,778	206,264	206,755	207,732	209,547	214,898	218,210	221,687	226,889	230,835	
うち建設改良費分		45,629	52,969	52,927	53,413	53,904	54,881	56,696	62,047	65,359	68,836	74,038	77,984	
うち一時借入金														
うち未払金		152,849	152,849	152,849	152,849	152,849	152,849	152,849	152,849	152,849	152,849	152,849	152,849	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )		7%	-11%	-12%	-10%	-8%	-5%	-3%	-15%	-12%	-8%	-5%	-1%	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)		43,059	39,894	118,217	103,024	92,030	85,704	84,385	66,446	57,911	57,315	64,596	81,507	
営業収益一受託工事収益 (A)-(B) (M)		114,128	137,746	136,989	136,239	135,707	134,782	134,075	155,896	155,259	154,100	153,214	152,332	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)		38%	29%	86%	76%	68%	64%	63%	43%	37%	37%	42%	54%	
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)		43,059	39,894	118,217	103,024	92,030	85,704	84,385	66,446	57,911	57,315	64,596	81,507	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した模率 (P)		114,128	137,746	136,989	136,239	135,707	134,782	134,075	155,896	155,259	154,100	153,214	152,332	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)		38%	29%	86%	76%	68%	64%	63%	43%	37%	37%	42%	54%	



原価計算表

供用開始年月日 昭和49年8月20日  
 処理区域内人口 5,661人  
 計算期間 自令和8年4月至令和18年3月  
 (10年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使用料(X)	80,430	86,558		86,558
受託工事収益	0	0		0
その他	33,698	58,301		58,301
合計	114,128	144,859	0	144,859

支出の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費			
	給料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	修繕費	297	450	450
	材料費		437	437
	路面復旧費			0
	委託料		0	0
その他	9,321	7,273		7,273
小計	9,618	8,160	0	8,160
ポンプ場費	人件費			
	給料			0
	諸手当			0
	福利費			0
	動力費	8,144	5,272	5,272
	修繕費	700	1,061	1,061
	材料費		437	437
	薬品費			0
委託料	4,822	11,121	11,121	
その他	90	70		70
小計	13,756	17,961	0	17,961
一般管理費	人件費			
	給料	13,570	13,570	13,570
	諸手当			0
	福利費	9,279	9,279	9,279
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委託料	9,996	23,053	23,053
その他	5,497	4,289		4,289
小計	38,342	50,191	22,849	27,342
資本費	支払利息	8,239	11,974	11,974
	減価償却費	75,682	73,352	15,671
	企業債取扱諸費			0
小計	83,921	85,326	27,645	57,681
合計(Y)	145,637	161,638	50,494	111,144

資産維持費(Z)	100,266
使用料対象経費(Y)+(Z)	211,410

(X)/((Y)+(Z))\*100= 40.94

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
<p>&lt;使用料水準についての説明&gt;</p> <p>令和12年度に平均改定率30%の使用料改定を実施した場合、経費回収率は100%を満たし、受益者負担が適切になされている状態となります。</p> <p>ただ、下水道事業の使用料設定のための原価計算を行うに際しては、資産維持費を考慮する必要があります。</p> <p>この資産維持費については公営企業が保有する償却資産についてその取得価額につき一定の率を乗じた金額を加算する旨定められています。</p> <p>一定の率について収支計画で用いた物価上昇率2%を採用し資産維持費を算定すると、1億円超の資産維持費が必要となります。</p> <p>下水道使用料の算定は総括原価法が原則であり、この資産維持費を加えると、さらに平均改定率を150%近く上乘せする必要があります。</p> <p>下水道事業は固定資産の老朽化が著しいため、早急にストックマネジメント計画に基づく対策を実行し、適切な資産維持費を算出する必要がありますが、施設設備や管路のスペックダウンやスケールダウンを実施することによって、適切な使用料水準になるような運営を行います。</p>				

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。